īF

### <u> 17</u> 成 2 6 年 3 月 末 ま で に 計 画 l が 認 定 さ れ t-地 区 . 進 平 成 2 6 年 3 月 末 時 点 で 'は計画が認定 さ れ τ い な 地

次世代型農業生産構造確立特区 [指定:平成23年12月、認定:平成24年11月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i)+ii)の平均値

(5.0+4.0)/2=4.5

4.5

#### i)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	中心経営体への農地集積	131%	5
2	再生可能エネルギーの利用推進	150%	5
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	125%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値

 $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 5.0$ 

5.0

- ※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。 (例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、5×0.2+4×0.1+3×0.7=3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。
- 地方公共団体による特記事項
  - ※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載
  - 「中心経営体への農地集積」…平成25年7月豪雨災害(7月28日発生)の災害対応
- ii)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i )、ii )、iii)の平均値

 $(3.5+3.5+3.8) \times 3 = 3.6$ 

3.6

- i)規制の特例措置を活用した事業等の評価
- ■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置 (車項)
- ・国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化 (概要)
- ・国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。引き続き市町や農業者等への周知を図る。

専門家による評価の平均値

3.5

ii ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii)地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

## Ⅲ 総合評価

## (専門家所見(主なもの))

3.8

- ・中心農業経営体への農地集積、再生エネルギー利用、雇用確保ともに目標を上回る進捗を達成しており、総合特区事 業の成果が出ていると判断できる。
- ・今後は、中心経営体に対する農地集積や再生可能エネルギーの活用による経営体の経営の発展、整備された経営多 角化施設の持続可能な発展など、次のステップを踏まえた取組みが必要とされる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.8

# 評価結果

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを平均して算出 (4.5+3.6+3.8)/3=4.0

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5~1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未 満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当であ る、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。